# 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設

## 届出が必要な施設（法施行令別表第１）

| **項** | **用途** | **施設種類** | **規模※** |
| --- | --- | --- | --- |
| 一 | すべて | ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。） | 燃焼能力（50L/時以上） |
| 二 | 水性ガス、油ガスの発生 | ガス発生炉加熱炉 | 原料として使用する石炭・コ－クスの処理能力（20ｔ/日以上）燃焼能力（50L/時以上） |
| 三 | 金属精錬、無機化学工業品の製造 | ばい焼炉焼結炉（ペレット焼成炉を含む）煆(か)焼炉ただし、14項を除く | 処理能力（1ｔ/時以上） |
| 四 | 金属精錬 | 溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む）転炉平炉ただし、14項を除く |
| 五 | 金属精製、鋳造 | 溶解炉ただし、こしき炉、14項、24～26項を除く | 火格子面積（1ｍ2以上）羽口面断面積（0.5ｍ2以上）燃焼能力（50L/時以上）変圧器容量（200kVA以上） |
| 六 | 金属の鍛造金属の圧延金属、金属製品の熱処理 | 加熱炉 |
| 七 | 石油製品、石油化学製品の製造コ－ルタ－ル製品の製造 | 加熱炉 |
| 八 | 石油精製 | 流動接触分解装置のうち触媒再生塔 | 触媒に付着する炭素の燃焼能力（200kg/時以上） |
| 八の二 | すべて | 石油ガス洗浄装置に付属の硫黄回収装置のうち燃焼炉 | 燃焼能力（6L/時以上） |
| 九 | 窯業製品製造 | 焼成炉溶融炉 | 火格子面積（1ｍ2以上）燃焼能力（50L/時以上）変圧器容量（200kVA以上） |
| 一〇 | 無機化学工業品の製造食料品の製造 | 反応炉（カ－ボンブラック製造用燃焼装置を含む）直火炉ただし、26項を除く |
| 一一 | すべて | 乾燥炉ただし、14項、23項を除く |
| 一二 | 製銑製鋼合金鉄、カ－バイドの製造 | 電気炉 | 変圧器容量(1000kVA以上) |
| 一三 | すべて | 廃棄物焼却炉 | 火格子面積（2ｍ2以上）焼却能力（200kg/時以上） |
| 一四 | 銅、鉛、亜鉛の精錬 | ばい焼炉焼結炉（ペレット焼成炉を含む）溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む）転炉溶解炉乾燥炉 | 処理能力（0.5ｔ/時以上）火格子面積（0.5ｍ2以上）羽口面断面積（0.2ｍ2以上）燃焼能力（20L/時以上） |
| 一五 | カドミウム系顔料の製造炭酸カドミウムの製造 | 乾燥施設 | 容量（0.1ｍ3以上） |
| 一六 | 塩素化エチレンの製造 | 塩素急速冷却施設 | 原料として使用する塩素（塩化水素は塩素換算量）の処理能力（50kg/時以上） |
| 一七 | 塩化第二鉄の製造 | 溶解槽 |
| 一八 | 活性炭製造 | 反応炉ただし、塩化亜鉛を使用するものに限る | 燃焼能力（3L/時以上） |
| 一九 | 化学製品製造 | 塩素反応施設塩化水素反応施設塩化水素吸収施設ただし、塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り16～18項及び密閉式のものを除く | 原料として使用する塩素（塩化水素は塩素換算量）の処理能力（50kg/時以上） |
| 二〇 | アルミニウムの精錬 | 電解炉 | 電流容量（30kA以上） |
| 二一 | 燐、燐酸の製造燐酸質肥料の製造複合肥料の製造 | 反応施設濃縮施設焼成炉溶解炉ただし、原料に燐鉱石を使用するものに限る | 原料として使用する燐鉱石の処理能力（80kg/時以上）燃焼能力（50L/時以上）変圧器容量（200kVA以上） |
| 二二 | フッ酸の製造 | 凝縮施設吸収施設蒸留施設ただし、密閉式のものを除く | 伝熱面積（10ｍ2以上）ポンプ動力（1kW以上） |
| 二三 | トリポリ燐酸ナトリウムの製造 | 反応施設乾燥炉焼成炉ただし、原料に燐鉱石を使用するものに限る | 処理能力（80kg/時以上）火格子面積（1ｍ2以上）燃焼能力（50L/時以上） |
| 二四 | 鉛合金の製造を含む鉛の二次精錬鉛の管、板、線の製造 | 溶解炉 | 燃焼能力（10L/時以上）変圧器容量（40kVA以上） |
| 二五 | 鉛蓄電池製造 | 溶解炉 | 燃焼能力（4L/時以上）変圧器容量（20kVA以上） |
| 二六 | 鉛系顔料の製造 | 溶解炉反射炉反応炉乾燥施設 | 容量（0.1ｍ3以上）燃焼能力（4L/時以上）変圧器容量（20kVA以上） |
| 二七 | 硝酸の製造 | 吸収施設漂白施設濃縮施設 | 硝酸の合成、漂白、濃縮能力（100kg/時以上） |
| 二八 | すべて | コ－クス炉 | 処理能力（20ｔ/日以上） |
| 二九 | すべて | ガスタ－ビン | 燃焼能力（50L/時以上） |
| 三〇 | すべて | ディ－ゼル機関 |
| 三一 | すべて | ガス機関 | 燃焼能力（35L/時以上） |
| 三二 | すべて | ガソリン機関 |

備考１　※規模要件については、項目のいずれかに該当すること。

備考２　表の「燃焼能力」は重油換算した燃焼能力を示す。